

## 第 2 4 期 第 2 2 回 農業委員会総会審議結果

開催日時	令和4年6月27日（月曜日） 午後2時00分～午後3時00分				
開催場所	苫小牧市役所第二庁舎2階北会議室				
出席農業委員	及川 末男	五十嵐 堅司	丹羽 秀則	野村 真理子	計6名
	山内 幸子	今泉 宏治			
欠席委員	中岡 亮太				

### 審 議 事 項

#### 報告第1号 現況証明願いの専決処分について

所在・地番	公簿地目	農地台帳地目	面積(m <sup>2</sup> )	申請者(所有者)	願出理由	確認結果	確認委員
苫小牧市 ときわ町2丁目 2番15	牧場	登録なし	185	■■市■■■ ■■番地■ 行政書士 ■ ■■ (■■ ■■)	地目変更の為	農地・採草 放牧地以外	農業委員 野村 真理子 推進委員 山本 まり子

審議結果

原案承認

#### 議案第1号 農用地利用状況報告につて

農業経営基盤強化促進法施行規則第16条の2の規定による報告

利用権設定を受けた者の氏名等	(有) ■■■■■■ 代表取締役 ■■ ■■			
農用地等の面積 (第16条の2第1項第2号)	権利設定		農用地等の面積(m <sup>2</sup> )	
	解除条件付賃貸借		157,963	
耕作の状況 (第16条の2第1項第3号)	作物の種類	作付面積(m <sup>2</sup> )	生産量(m <sup>3</sup> )	反収(m <sup>2</sup> /10a)
	芝生	157,963	43,099	■■■(m <sup>2</sup> /10a)
	計	157,963	43,099	■■■(m <sup>2</sup> /10a)
周辺の農用地に及ぼしている影響 (第16条の2第1項第4号)	なし			
地域農業との役割分担の状況 (第16条の2第1項第5号)	なし			
添付資料 (第16条の2第2項)	なし			

※農地法第6条の2第1項の規定による報告確認書は別紙 1

審議結果

原案可決

議案第2号 農地所有適格法人要件の確認について

農地所有適格法人名	確認要件				
	法人形態要件	事業要件	構成員要件	業務執行役員要件	農作業従事要件
(有) ■■■■■■■■■■■■	○ ・ 否	○ ・ 否	○ ・ 否	○ ・ 否	○ ・ 否
(株) ■■■■	○ ・ 否	○ ・ 否	○ ・ 否	○ ・ 否	○ ・ 否
(合) ■■■■■■■■■■	○ ・ 否	○ ・ 否	○ ・ 否	○ ・ 否	○ ・ 否
(有) ■■■■	○ ・ 否	○ ・ 否	○ ・ 否	○ ・ 否	○ ・ 否

※ 農地所有適格法人要件確認書は別紙 2～5

<b>審議結果</b>	原案可決
-------------	------

議案第3号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について

(賃貸借の合意解約)

貸人の住所・氏名 ■■市■■■■■■■■■■番地 ■■■■■■■■■■ 理事長 ■■ ■■		借人の住所・氏名 ■■郡■■町■■■■■■■■番地 (有)■■■■■■■■■■■■■■■■■■ 代表取締役 ■■ ■■		
土地の教示				
所在・地番	登記地目	現況地目	面積 (㎡)	
苫小牧市字植苗 100番15	山林	畑・山林	36,543	
契約内容	契約期間		合意解約日	土地引渡し日
基盤強化促進法第19条の規定により公告された賃貸借 (R4-8)	R3年12月1日～R22年11月30日		R4年6月6日	R4年7月31日

<b>審議結果</b>	原案可決
-------------	------

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

(賃貸借による権利の設定)

土地の表示				貸主の住所・氏名 生年月日 (生年月日)	借主の住所・氏名 生年月日 (設立年月日)
所在・地番	地目		面積 (㎡)		
	公簿	現況			
字樽前 141番1の内 142番1の内 144番1の内 154番1の内	原野 畑 畑 原野	畑 畑 宅地・畑 畑	12,893 4,556 3,481 16,965 (37,895)	■■■市■■■ ■■■番地 ■■ ■■ 外2名	■■■市■■■■■ ■番地の■■■ ■■■■(株) 代表取締役 ■■ ■■ (S■■.■■■■設立)
権利を設定しようとする理由の詳細				権利を設定しようとする契約の内容	
樽前山周辺の土地の特徴として、表土に細かな火山礫が堆積する。そのため、この地より砂利採取後の跡地を埋戻しの際、作土の上部5cmを取り除き、埋戻し土として活用、取り除いた作土の下60cmほど表土として敷き均し、整地し優良な畑として復元する。				1) 設定の時期 許可日から  2) 権利の存続期間 許可日から1年間	
転用計画の詳細		資金・事業計画の詳細		備考	
1) 転用の目的 砂利採取  2) 転用の時期及び概要 許可日から1年間 砂利採取量 64,000 m <sup>3</sup>		1) 資金計画の内訳 自己資金 ■■■■■千円  2) 事業費の内訳 工事費 ■■■■■千円 道路補修費 ■■■千円 埋戻費 ■■■■■千円 諸経費 ■■■千円 土地使用料 ■■■千円 (■■■■千円)			

※農地法第5条許可申請確認書は別紙6

審議結果	原案可決
------	------

議案第5号 農用地利用集積計画の策定について

議案第5号-1

整理 番号	R4-4	利用権の設定を受け る者	住 所	■■■■市■■■■ ■■■■番地		
			氏名又は名称	株式会社 ■■■■ 代表取締役 ■■ ■■		
		利用権を設定する者	住 所	■■市■■区 ■■■条■■丁目■■番■■号 ■■■■■■■■ ■■号室		
			氏名又は名称	■■ ■■■■		
利用権を設定する土地				設定する利用権		
所 在	地 番	現況地目	面 積(m <sup>2</sup> )		利用権の種類	内 容
苫小牧市 字樽前	124番の内	畑	10,621 m <sup>2</sup> の内	7,639 m <sup>2</sup>	賃貸借権	畑
	127番の内	畑	12,360 m <sup>2</sup> の内	11,354 m <sup>2</sup>		
	448番の内	畑	28,998 m <sup>2</sup> の内	19,835 m <sup>2</sup> (計 38,828 m <sup>2</sup> )		
設定する利用権					利用権設定等促進 事業の実施により 成立する利用権の 設定等に係る当事 者間の法律関係	
始 期	終 期	借 賃(円)	借賃の支払方法			
令和4年7月1日	令和9年6月30日	■■■■■■■円/年 (■■■■■円/10a)	毎年12月末迄に ■■■■■氏の 指定口座に振込			
					賃貸借	

利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等

氏 名 又 は 名 称			設 立 年 月 日		農 作 業 従 事 日 数		
株式会社 ■■■■ 代表取締役 ■■ ■■			平成30年5月22日		—		
設定を受ける土地の面積(m <sup>2</sup> )			現に耕作又は養畜の事業に供している 農用地の面積(m <sup>2</sup> )		主たる経営作目		
農 地	38,828		農 地	210,573	軽種馬		
そ の 他							
世帯員(構成員)の農業従事及び 雇用労働力の状況				主な家畜の飼養状況		主な農機具の所有状況	
世帯員 (構成員)		農業従事者 (内15歳以上60 歳未満の者)		種 類	数 量	種 類	数 量
男	1人	農業専従者	6人 (6人)	—	軽種馬	トラクター トトラック 他農機具	1台 1台 一式
		主として農業 に従事する者	人 (人)				
女	人	従として農業 に従事する者	人 (人)				

整理 番号	R 4 - 5	利用権の設定を受け る者	住 所	■■■■市■■■■ ■■■■番地	
			氏名又は名称	株式会社 ■■■■■ 代表取締役 ■■■ ■■■	
		利用権を設定する者	住 所	■■市■区■ ■■■条■■■丁目■番 ■■■号	
			氏名又は名称	■■ ■■■	
利用権を設定する土地				設定する利用権	
所 在	地 番	現況地目	面 積(m <sup>2</sup> )	利用権の種類	内 容
苫小牧市 字樽前	443 番	畑	57,249 m <sup>2</sup>	使用貸借権	畑
設定する利用権				利用権設定等促進 事業の実施により 成立する利用権の 設定等に係る当事 者間の法律関係	
始 期	終 期	借賃(円)	借賃の支払方法		
令和4年7月1日	令和9年6月30日	—	—		
使用貸借					

利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等

氏 名 又 は 名 称		設立年月日		農作業従事日数			
株式会社 ■■■■■ 代表取締役 ■■■ ■■■		平成30年5月22日		—			
設定を受ける土地の面積(m <sup>2</sup> )		現に耕作又は養畜の事業に供している 農用地の面積(m <sup>2</sup> )		主たる経営作目			
農 地	57,249	農 地	210,573	軽種馬			
そ の 他							
世帯員（構成員）の農作業従事及び 雇用労働力の状況			主な家畜の飼養状況		主な農機具の所有状況		
世帯員 (構成員)	農業従事者 (内15歳以上60 歳未満の者)		雇 用 労 働 力 (年間延日数)	種 類	数 量	種 類	数 量
男	1 人	農業専従者	6 人 (6 人)	—	軽種馬	トラクター トトラック 他農機具	1 台 1 台 一式
		農業 補助者	主として農業 に従事する者				
女	人		従として農業 に従事する者				

議案第5号-3

整理 番号	R 4-6	利用権の設定を受け る者	住 所	■■■■市■■■■ ■■■番地	
			氏名又は名称	株式会社 ■■■■ 代表取締役 ■■ ■■	
		利用権を設定する者	住 所	■■■■市■■■町■丁目■■■番■号	
			氏名又は名称	■■ ■■	
利用権を設定する土地				設定する利用権	
所 在	地 番	現況地目	面 積(m <sup>2</sup> )	利用権の種類	内 容
苫小牧市 字樽前	446 番	畑	13,999 m <sup>2</sup>	使用貸借権	畑
設定する利用権				利用権設定等促進 事業の実施により 成立する利用権の 設定等に係る当事 者間の法律関係	
始 期	終 期	借賃(円)	借賃の支払方法	使用貸借	
令和4年7月1日	令和9年6月30日	—	—		

利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等

氏 名 又 は 名 称		設立年月日		農作業従事日数		
株式会社 ■■■■ 代表取締役 ■■ ■■		平成30年5月22日		—		
設定を受ける土地の面積(m <sup>2</sup> )		現に耕作又は養畜の事業に供している 農用地の面積(m <sup>2</sup> )		主たる経営作目		
農 地	13,999	農 地	210,573	軽種馬		
そ の 他						
世帯員（構成員）の農作業従事及び 雇用労働力の状況			主な家畜の飼養状況		主な農機具の所有状況	
世帯員 (構成員)	農業従事者 (内15歳以上60 歳未満の者)	雇用労働力 (年間延日数)	種 類	数 量	種 類	数 量
男	1人	—	軽種馬	27頭	トラクター トラック 他農機具	1台 1台 一式
	農業専従者					
女	人	主として農業 に従事する者	—	—	—	—
		従として農業 に従事する者				

※農業経営基盤強化促進法第18条調査書は別紙 7-1・別紙7-2

審議結果	原案可決
------	------

その他

- (1) 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の変更について  
整理番号 R3-5

利用権の設定を受ける者 ■■■■■町■■■■■ ■■■番地  
(有)■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ 代表取締役 ■■ ■■

利用権の設定をする者 ■■市■■■■■町■■■■番地  
■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ 理事長 ■■ ■■

利用権を設定する土地

変更前	変更後
字植苗 100 番 12 (畑・山林) 60,277 m <sup>2</sup>	字植苗 100 番 12 (雑種地・山林) 23,733 m <sup>2</sup>
	字植苗 100 番 13 (畑・山林) 36,543 m <sup>2</sup>

利用権の設定期間 令和3年12月1日～令和22年11月30日  
利用権設定の内容 賃貸借権  
変更理由 分筆及び錯誤による地番、面積の変更による  
※ 賃貸料については変更しない。

- (2) (株)■■■■■■「農地」の変更について

変更前	変更後
字静川 191 番 1 の内 40,158 m <sup>2</sup>	作付け終了により「農地」から除外
字弁天 225 番 3 の内 50,845 m <sup>2</sup>	作付け開始により「農地」に認定

- (3) 第23回農業委員会総会の開催について  
7月25日(月)午後2時からの開催予定  
(4) その他

農地法第6条の2第1項の規定による報告 確認書  
(農地等の利用状況報告)

借借人：(有) ■■■■■■ 代表取締役 ■■■■	賃貸人： R3-6 ■■■ ■ R3-7 ■■■ ■ R2-4 ■■■ ■■■■ R2-5 ■■■ ■	作成者： ■■ ■■	
法3条第3項関係		判断理由	取消しに該当
第3項第1号 (解除条件)	・権利の取得後において、その農地を適正に利用していなと認められた場合に貸借の解除をする旨の条件付き契約。	事実はない。	しない
第3項第2号 (地域調和)	・地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。	労働力が確保され、農地を利用している。	しない
第3項第3号 (法人の場合の常時従事)	・その法人の業務を執行する役員 of ずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。  ※常時従事 : 150日以上 農業従事 : 農作業以外の企画管理を含む	業務執行役員1名のうち1名が常時従事している。	しない

参考

農地法第3条第2項第1号 (権利移動の許可要件)	判断理由	取消しに該当
全部効率利用要件 農地の権利を取得しようとする者またはその世帯員等が権利を有している農地および許可申請に係る農地のすべてについて、効率的に利用して耕作の事業を行うと認められること。	すべての農地を効率的に利用している	しない



農地所有適格法人要件確認書

法人の名称: 有限会社 ■■■■■■■■■■

主たる事務所の所在地: ■■■市■■■ ■■■番地の■■■

記載年月日(総会承認日)		令和2年6月26日	令和3年7月21日	令和4年6月27日	
報告受理日		令和2年5月11日	令和3年5月19日	令和4年5月16日	
経営面積 (ha)	田				
	畑	13.3	13.3	13.3	
	採草放牧地				
法人形態		有限会社	有限会社	有限会社	
要件の適否		○適・否	○適・否	○適・否	
事業 の 種類	農畜産物名	軽種馬育成	軽種馬育成	軽種馬育成	
	関連事業等名				
	その他事業名				
売上高 (円)	農 業	前々回報告			
		前回報告			
		報告			
		合計			
	そ の 他 事 業	前々回報告			
		前回報告			
		報告			
		合計			
要件の適否		○適・否	○適・否	○適・否	
構 成 員 数	総 数		2人(300)	2人(300)	2人(300)
	農地提供者	①			
	農業常時従事者	②	2人(300)	2人(300)	2人(300)
	農作業委託者	③			
	農地中間管理機構	④			
	市町村・農業協同組合等	⑤			
	承認会社 (投資円滑化法第10条)	⑥			
	議決権の状況 (うち市町村・農業協同組合系統 の有する議決権)		( )	( )	( )
①～⑥以外の者	⑦				
要件の適否		○適・否	○適・否	○適・否	
農 業 ・ 農 作 業 従 事 の 状 況	理事等の総数		2人	3人	3人
	うち農業に常時従事する 構成員数	⑧	2人	2人	2人
	うち農業に常時従事し、かつ 農作業に従事する者の数	⑨	2人	2人	2人
	(⑨が「0人」の場合) 農業に常時従事し、かつ、農作 業に従事する重要な使用人の有 無		有・無	有・無	有・無
	要件の適否		○適・否	○適・否	○適・否
要件を満たさなくなるおそれがある事実 関係(勧告した場合には、翌年に是正状 況等を記載する)					
備 考					

## 農地所有適格法人要件確認書

法人の名称: 株式会社 ■■■■

主たる事務所の所在地: ■■■市■■■ ■■■番地

記載年月日(総会承認日)		年 月 日	令和3年7月21日	令和4年6月27日	
報 告 受 理 日		令和2年2月28日	令和3年6月3日	令和4年5月17日	
経営面積 (ha)	田				
	畑	15	15	20	
	採草放牧地				
法 人 形 態		株式会社	株式会社	株式会社	
要 件 の 適 否		○適・否	○適・否	○適・否	
事業 の 種類	農 畜 産 物 名	軽種馬	軽種馬	軽種馬	
	関 連 事 業 等 名	競走馬の生産	競走馬の生産	競走馬の生産	
	そ の 他 事 業 名				
売 上 高 (円)	農 業	前々回報告			
		前回報告			
		報告 合 計			
	そ の 他 事 業	前々回報告			
		前回報告			
		報告 合 計			
	要 件 の 適 否		○適・否	○適・否	○適・否
構 成 員 数	総 数		1人( 60 )	1人( 60 )	1人( 60 )
	農地提供者	①			
	農業常時従事者	②	1人( 60 )	1人( 60 )	1人( 60 )
	農作業委託者	③			
	農地中間管理機構	④			
	市町村・農業協同組合等	⑤			
	承認会社 (投資円滑化法第10条)	⑥			
	議決権の状況 (うち市町村・農業協同組合系統 の有する議決権)		( )	( )	( )
①~⑥以外の者	⑦				
要 件 の 適 否		○適・否	○適・否	○適・否	
農 業 ・ 農 作 業 従 事 の 状 況	理 事 等 の 総 数		1人	1人	1人
	うち農業に常時従事する 構成員数	⑧	1人	1人	1人
	うち農業に常時従事し、かつ 農作業に従事する者の数	⑨	1人	1人	1人
	(⑨が「0人」の場合) 農業に常時従事し、かつ、農作業 に従事する重要な使用人の有無		有・無	有・無	有・無
	要 件 の 適 否		○適・否	○適・否	○適・否
要件を満たさなくなるおそれがある事実 関係(勧告した場合には、翌年に是正状 況等を記載する)					
備 考		令和元年7月から苫小牧市で就農のため総会報告は令和2年度より。報告書提出のみ			

### 農地所有適格法人要件確認書

法人の名称: 合同会社 ■■■■■■■■■■

主たる事務所の所在地: ■■■郡■■■町■■■■ ■■■番地の■■■

記載年月日(総会承認日)		令和2年4月24日	令和3年7月21日	令和4年6月27日	
報告受理日		令和2年4月3日	令和3年6月10日	令和4年6月6日	
経営面積 (ha)	田				
	畑	98(苦14)	98(苦14)	101.6(苦17.2)	
	採草放牧地	25	25	25	
法人形態		合同会社	合同会社	合同会社	
要件の適否		○適・否	○適・否	○適・否	
事業 の 種類	農畜産物名	肉用牛	肉用牛	肉用牛	
	関連事業等名	畜産物の加工、販売他	畜産物の加工、販売他	畜産物の加工、販売他	
	その他事業名				
売上高 (円)	農 業	前々回報告			
		前回報告			
		報告			
	合計				
	そ の 他 事 業	前々回報告			
		前回報告			
		報告			
合計					
要件の適否		○適・否	○適・否	○適・否	
構 成 員 数	総数		2人(150)	2人(150)	2人(150)
	農地提供者 ①				
	農業常時従事者 ②		2人(150)	2人(150)	2人(150)
	農作業委託者 ③				
	農地中間管理機構 ④				
	市町村・農業協同組合等 ⑤				
	承認会社 (投資円滑化法第10条) ⑥				
	議決権の状況 (うち市町村・農業協同組合系統 の有する議決権)		( )	( )	( )
①~⑥以外の者 ⑦					
要件の適否		○適・否	○適・否	○適・否	
農 業 ・ 農 作 業 従 事 の 状 況	理事等の総数		2人	2人	2人
	うち農業に常時従事する 構成員数 ⑧		2人	2人	2人
	うち農業に常時従事し、かつ 農作業に従事する者の数 ⑨		2人	2人	2人
	(⑨が「0人」の場合) 農業に常時従事し、かつ、農作業 に従事する重要な使用人の有無		有・無	有・無	有・無
	要件の適否		○適・否	○適・否	○適・否
要件を満たさなくなるおそれがある事実 関係(勧告した場合には、翌年には是正状 況等を記載する)					
備 考					

### 農地所有適格法人要件確認書

法人の名称: 有限会社 ■■■■

主たる事務所の所在地: ■■■市■■■番地

記載年月日(総会承認日)		令和3年7月21日	令和4年6月27日	年 月 日	
報告受理日		令和3年6月1日	令和4年6月10日	年 月 日	
経営面積 (ha)	田				
	畑	37.6(苜27.5)	37.6(苜27.5)		
	採草放牧地				
法人形態		有限会社	有限会社		
要件の適否		○適・否	○適・否	適・否	
事業 の 種類	農畜産物名	牧草	牧草		
	関連事業等名				
	その他事業名				
売上高 (円)	農 業	前々回報告			
		前回報告			
		報告			
		合計			
	そ の 他 事 業	前々回報告			
		前回報告			
		報告			
		合計			
要件の適否		○適・否	○適・否	適・否	
構 成 員 数	総 数		2人(400)	2人(400)	人( )
	農地提供者	①			
	農業常時従事者	②	2人(400)	2人(400)	人( )
	農作業委託者	③			
	農地中間管理機構	④			
	市町村・農業協同組合等	⑤			
	承認会社 (投資円滑化法第10条)	⑥			
	議決権の状況 (うち市町村・農業協同組合系統 の有する議決権)		( )	( )	( )
①~⑥以外の者	⑦				
要件の適否		○適・否	○適・否	適・否	
農 業 ・ 農 作 業 従 事 の 状 況	理事等の総数		2人	2人	人
	うち農業に常時従事する 構成員数	⑧	2人	2人	人
	うち農業に常時従事し、かつ 農作業に従事する者の数	⑨	2人	2人	人
	(⑨が「0人」の場合) 農業に常時従事し、かつ、農作業 に従事する重要な使用人の有無		有・無	有・無	有・無
	要件の適否		○適・否	○適・否	適・否
要件を満たさなくなるおそれがある事実 関係(勧告した場合には、翌年に是正状 況等を記載する)					
備 考					

農地法第5条許可申請書確認書

第24期第22回農業委員会 議案第4号

申請者(4条)	借主(5条)	貸主(5条)	確認者
—	■■■■株式会社	■■ ■■ 外2名	■■ ■■

1 立地基準

(1) 農地区分の判断

判断項目	該当	備考
<b>【農用地区域内農地】</b>		
農業振興地域整備計画における農用地区域内	レ	
<b>【甲種農地】(市街化調整区域内にある農地)</b>		
概ね10ha以上の一団の農地で、高性能農業機械による営農が可能な農地	—	
農業公共投資対象後8年以内の農地	—	
<b>【第1種農地】</b>		
概ね10ha以上の集团的農地	—	
土地改良事業等の農業公共投資の対象農地	—	
農業生産力の高い農地	—	
<b>【第2種農地】</b>		
鉄道の駅や市町村役場等から500m以内の区域内(宅地割合が40%を超える場合は1kmを限度に延長可)農地	—	
農業公共投資対象外の生産性の低い小集団(概ね10ha未満)農地	—	
<b>【第3種農地】</b>		
水道管、下水道管、ガス管のうち2種類以上が埋設の路沿道で、概ね500m以内に2以上の教育施設等の公共的施設が存在	—	
申請地から概ね300m以内に鉄道の駅、インターチェンジ、市町村役場等がある	—	
住宅、事業所、公共施設又は公共的施設が連担	—	
街区の面積に占める宅地の面積割合が40%超	—	
都市計画法の用途地域内	—	
土地区画整理事業等の施行区域内	—	

(2) 上記により判断した理由(判断理由の根拠となった図面・資料等も添付)

申請地については、市街地から南西約5kmに位置する農業振興地域の整備に関する法律に基づき市が定める農業振興地域整備計画において農用地等として利用すべき土地として定められた区域内にある農地であり、農地法第5条第2項第1号イに該当する「農用地区域内農地」と判断する。

(3) 農用地区域内農地等における不許可例外事由

○令第11条第1項第1号のイ  
事業(許可後1年間)実施後、優良農地に復元される一時転用事業。  
○令第11条第1項第1号のロ  
令和4年6月15日付け苦農水第81号により、市農業振興地域整備計画の達成上支障が無い旨、意見付きで回答有り。  
各号全て該当することから、許可対象としてやむを得ない。

## 2 一般基準

### (1) 事業実施の確実性

確認事項	可否	備考
資力、信用力	可	残高証明書
転用行為の妨げとなる権利（貸借権、(根)抵当権、地上権等）者の同意等	—	
遅滞ない申請用途に供する見込み	—	
他法令の許可、認可等の処分見込み	可	砂利採取法第16条に基づく採取許可申請中
法令（条例含む）により義務付けられている行政庁との協議	可	申請中
非農地と申請地との一体的な利用の確実性	可	
転用面積の妥当性	可	
転用目的が土地造成のみでないこと （宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性）	—	

### (2) 被害防除措置の妥当性

確認事項	可否	備考
土砂の流出、崩壊等災害の発生	可	<ul style="list-style-type: none"> <li>・隣接地間に保安距離 2~5mで設置、法面勾配については 1 : 1.5 を計画されており、安全性は確保されていると考える。</li> <li>・表土除去等の際の地下水については、作業状況に応じ集水地を設け、ポンプアップし汚泥処理により場外排水路に排水する。</li> </ul>
農業用排水施設の有する機能の支障	—	
周辺農地の営農条件への支障（日照、通風、分断、蚕食等）	—	
農道、ため池その他の農地の保全又は利用上必要な施設の有する機能への支障	—	

### (3) 一時転用

確認事項	可否	備考
事業終了後の農地復元（表土の確保等）	可	埋め戻し土砂売買契約書
設定する権利が貸借権又は使用貸借権	可	土地賃貸借契約書

### 3 添付書類

#### (1) 必須の添付書類

書 類 等	備 考	チェック欄
定款又は寄付行為（法人の場合）	定款、寄付行為等に定められた目的、業務の確認	レ
法人の登記事項証明書（法人の場合）		レ
土地の登記事項証明書	全部事項証明書（要約書は不可） 転用面積は原則土地登記簿の地積による	レ
地番図	公図（地積図）等	レ
位置図及び付近の状況を表示する図面（周囲を含めた現況地目図）	必要に応じ色塗り	レ
	「農地の区分」が明確に判断できるもの	レ
申請建築物又は施設の面積、位置及び施設間の距離を表示した図面	縮尺1/500～1/2,000程度	—
資力・信用があることを証する書面	残高証明書、融資証明書等	レ
	必要に応じ過去の事業実績確認書	—
所有者、地上権者等の同意書	所有権以外の権限で申請の場合は所有者同意書	—
	地上権等の権利者がいる場合はその者の同意書	—
	賃貸借の場合は農地法第20条関係書面	—
他法令の許認可等の書面	許認可や議決等を了している場合	—
土地改良区の意見書	土地改良区域内の場合	—
水利権者、漁業権者等の同意等	取水・排水等で調整等を要する場合	—

#### (2) その他の添付書類

書 類 等	備 考	チェック欄
実測図等（一筆の一部を転用する場合）	所有権移転の場合は分筆後の申請を指導	レ
転用行為の妨げとなる権利者の同意書	抵当権者等の同意書	—
事業計画書	（採取計画）	レ
事業計画の詳細	（ 〃 ）	レ
必要面積算定根拠	（求積 図）	レ
被害防除計画	（採取計画）	レ
工事工程表		レ
土地利用計画図		—
造成計画図（平面図、縦横断図）		—
取水、排水（雨水）等関係図面	（排水施設使用願）	レ
農地以外の土地の利用関係書類	土地利用の契約又は同意書の写し、関係機関等との協議経過書類	レ
住民票	登記事項証明書と住所等が異なる場合	—
真正な権利者の証明（戸籍謄本、遺産分割協議書写し、相続放棄書写し、相続系統図、印鑑証明又は同意書等）	相続未登記の場合	レ
復元関係書類（砂利採取法等許可申請写し、埋戻土砂確保関係等書面（土量計算等）、関係図面（縦横断図等）など）	一時転用の場合	レ
農振整備計画に係る市町村の意見等	農用区域内の一時転用の場合で、農振整備計画への支障がないことを確認	レ
写真	現況写真、航空写真	レ
その他	各法令に基づく許認可、告示等の写しなど	レ

農業経営基盤強化促進法第18条 調査書

第24期第22回農業委員会総会  
 (利用権の設定：使用貸借権・賃貸借権設定)

譲受（借）人：(株)■■■■■ 代表取締役 ■■■ ■■■	譲渡（貸）人： ■■ ■■■ ■■ ■■ ■■ ■	作成者：■■ ■■
法18条の条項	判断の理由	不許可に該当
第2項第6号 (解除条件)	・借人は、農地所有適格法人である。	適応なし
第3項第1号 (基本構想適合)	・基本構想に掲げる利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしているなど、農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。	しない
第3項第2号イ (全部効率利用)	・借人は、樽前地区で軽種馬を生産しており、経営農地は全て耕作されていることから、保有している機械の能力、農作業の従事状況等から耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用出来るものと見込まれる。	しない
第3項第2号ロ (農作業常時従事)	・借人は農地所有適格法人であり、これまでの法人報告書からも農作業を行う必要がある日数についての条件を満たしている事が確認でき、今後も条件を満たすと見込まれる。	しない
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)	・第2項第6号に規定する者でない。	適応なし
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)	・第2項第6号に規定する者でない。	適応なし
第3項第4号 (権利を有しない者の同意)	・利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人以外に当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者はいない。	適応なし



農業経営基盤強化促進法第18条 調査書

第24期第22回農業委員会総会  
(利用権の設定：使用貸借権設定)

譲受（借）人：（株）■■■■■ 代表取締役 ■■■■■	譲渡（貸）人：■■■■■■	作成者：■■■■■■
法18条の条項	判断の理由	不許可に該当
第2項第6号 （解除条件）	・借人は、農地所有適格法人である。	適応なし
第3項第1号 （基本構想適合）	・基本構想に掲げる利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしているなど、農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。	しない
第3項第2号イ （全部効率利用）	・借人は、樽前地区で軽種馬を生産しており、経営農地は全て耕作されていることから、保有している機械の能力、農作業の従事状況等から耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用出来るものと見込まれる。	しない
第3項第2号ロ （農作業常時従事）	・借人は農地所有適格法人であり、これまでの法人報告書からも農作業を行う必要がある日数についての条件を満たしている事が確認でき、今後も条件を満たすと見込まれる。	しない
第3項第3号イ （継続的安定的農業経営）	・第2項第6号に規定する者でない。	適応なし
第3項第3号ロ （法人の場合の常時従事）	・第2項第6号に規定する者でない。	適応なし
第3項第4号 （共有持分の1/2を超える同意）	<共有持分を有する者の全員の同意が得られない場合の貸借について> ・利用権（貸借）の設定期間が5年で20年以内である。 また当該土地の共有持分（所有権）のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が■■■■■分の■■■■■を得ており、2分の1を超えている。	適応なし